

○市内本店・支店・営業所等の判断について

工 事 番 号 : 0 6 - 0 5 - 2 4 - 0 0 0 9

発注工事件名 : 取手市立高井小学校校舎増築工事

【1】Q. 公告中、3（4）②及び③における「市内本店・支店・営業所等」
とは？

A. 市内に本店・支店・営業所・出張所・工場・作業所・研修所を置く
業者とします。